

「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部改正について

「福島県屋外広告物条例施行規則」の一部が下記のとおり改正となりましたのでお知らせします。

●改正の理由

一般国道115号（相馬福島道路）の一部区間（伊達桑折IC～桑折JCT）の供用開始に伴い、良好な景観形成及び風致の維持のため、その道路区間及び接続地域を屋外広告物の規制地域に指定しました。

●公布日

令和2年11月4日

●施行日

令和3年1月1日

●その他

改正内容につきましては、[福島県報](#)及び[福島県屋外広告物条例施行規則新旧対照表](#)をご覧ください。

●問い合わせ先

〒960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県土木部都市計画課

電話：024(521)7508(直通) FAX：024(521)7956

電子メール：toshikeikaku@pref.fukushima.lg.jp